

長崎市立図書館利用料金の減免の承認の基準

平成 19 年 12 月 27 日 決裁

改正 平成 30 年 6 月 25 日 決裁

令和 5 年 3 月 28 日 決裁

(目的)

第 1 条 長崎市図書館条例（平成 19 年長崎市条例第 4 号）第 9 条及び、長崎市教育機関の使用料の減免の基準及び利用料金の減免の承認の基準に関する規則（以下「規則」という。）第 6 条に基づき、長崎市立図書館（以下「市立図書館」という。）の利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）の減免を適用する場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の減免の承認の基準)

第 2 条 規則第 6 条第 2 項第 2 号エに規定する、その他市長が必要と認める団体は、本市の行政と密接な関係のある事業を行う次の団体とする。

- (1) 民生委員児童委員協議会
- (2) 連合自治会
- (3) 自治会
- (4) 長崎市青少年育成連絡協議会
- (5) 長崎市子ども会育成連合会
- (6) 長崎地区保護司会、長崎更生保護女性会
- (7) 交通安全対策推進協議会
- (8) 保健環境自治連合会
- (9) 長崎伝習所で活動する「塾」

2 規則第 6 条第 2 項第 4 号に規定する地域関係団体は、旧新興善小学校校区（魚の町、江戸町、金屋町、樺島町、興善町、五島町、栄町、桜町、築町、出島町、賑町、万才町、元船町）の自治会及びその関係団体である次の団体とする。

- (1) 婦人会及び青年会
- (2) 旧新興善小学校同窓会
- (3) 新興善地区民生委員児童委員協議会

(附属設備の利用料金の減免)

第 3 条 規則第 6 条第 4 項に規定する附属設備の利用料金の減免の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 規則第 6 条第 2 項第 1 号に規定する多目的ホール等の利用料金の全額

を減免するとき 利用料金の全額

- (2) 規則第6条第2項第4号に規定する新興善メモリアルのホール又は会議室の利用料金の全額を減免するとき 冷暖房設備の利用料金を除く利用料金の全額